

国立大学法人お茶の水女子大学における研究設備・機器の共用に関する方針

令和5年6月23日

学 長 裁 定

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、教育・研究の一層の充実と便宜のために、大型機器及び共通性の高い機器の共同利用を円滑に行うことを進めてきたところである。

今般、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）及び「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月文部科学省策定）を踏まえ、本学の研究力強化を図るため、以下の方針を策定する。

1. 共通機器センターを中心として、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化を、全学的に推進する。
2. 汎用性があり、かつ、一定規模以上の研究設備・機器は、原則として共用の対象とし、ホームページ等で積極的に学内外に公表し、利用の促進を図る。
3. 戦略的設備整備・運用計画を策定するため、研究設備・機器の利用実績及び研究成果等の可視化を推進する。
4. 研究設備・機器の継続的な維持管理については、学内予算及び研究設備・機器の利用料を中心とした多様な財源を活用する。